

令和元年度事業計画書

基本計画

70年以上被災農家や地域経済を支えてきた農業共済制度は、一昨年「農業経営収入保険制度の導入」と「農業共済制度の大幅見直し」が実施され、制度発足以来、最大級の改革により、名称も農業災害補償法から農業保険法に改められた。農業共済組合は、農業経営の二つのセーフティネットである「農業共済制度」と「農業経営収入保険制度」を全ての農家に提供するため、組織一丸となって農家・組合員の信頼確保と効率的な運営、制度の普及に全力で取り組むものとする。

農業共済制度について、近年では平成26年の豪雪をはじめ、地震・夏季の異常高温・台風・集中豪雨・降ひょう・ダウンバーストなど過去に経験したことのない自然災害等が頻発する中、災害対策の基幹として、本制度の役割は益々重要になってきている。制度改正内容についてわかりやすい説明により、農家との「信頼のきずな」を強固にし、加入の拡大を図るとともにコンプライアンスに基づく適正な事業運営に努める。

平成31年1月1日より保険期間が開始した農業経営収入保険制度は、自然災害等による収量の減収に加え、需給変動による価格の低下、病気やケガで出荷量が減少したことによる収入減少等を作物の品目を限定することなく、農業収入の減少を補填する制度であり、農家経営の安定した発展に貢献していくため、行政や関係機関等と連携を図り、普及推進に積極的に取り組む。特に、農業共済制度で実施していない作物を栽培している農家に対してのアプローチを強化し、加入農家の拡大を図る。

また、平成22年に群馬県農業共済組合を設立し、事業運営の合理化・効率化に取り組み10年目を迎えたが、コンプライアンス及び内部監査によるガバナンスの強化はもとより、引き続き全国統一運動「安心の未来」拡充運動を軸に、支所のグループ化による業務連携を進め更なる組織体制強化に努め、農業保険制度推進体制の強化を図る。

■ 引受計画と実施方策

農作物共済

1. 引受計画

農作物共済（水稻・麦）は制度改正により平成31年産から当然加入制から任意加入制へ移行したことから、加入申込者には共済掛金等の期限内納入を徹底するとともに、掛金未納者には災害による補填ができない旨を周知する。また、新たに一筆半損特約や自動継続特約、組合員等別危険段階等が設けられたことから、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い引受確保に努める。更に、青色申告実施農業者については収入保険制度を含めた効果的な推進をするとともに、青色申告未実施農業者については令和4年産から一筆方式の廃止及び近年の異常気象による災害発生の増加等を鑑み、品質部分まで補償対象となる水稻品質方式や麦災害収入共済方式、または半相殺方式への移行を推進し、無保険者をなくすことに努める。

水稻については、地域再生協議会と連携を行うとともに、加入者全戸へ制度改正と水田一体化台帳への記入について周知し、地区役員等を通じて制度改正チラシを配布するなど水稻共済制度理解を深め適正な加入に結び付ける。

麦については、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物とされていることから、同対策に係る麦の栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

水稻12,864ha、麦6,702haを引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と無保険者の発生防止を図るため、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに未加入者への推進
- (3) 加入申込の早期把握
- (4) 加入申込者の共済掛金等期限内徴収
- (5) 水稻品質方式・麦災害収入共済方式の普及拡大
- (6) 一筆半損特約の付加推進による補償の充実
- (7) 制度改正内容の説明及び周知

家畜共済

1. 引受計画

家畜共済は制度改正により死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離され、どちらか一方の共済に加入、あるいは両方の共済に加入するといった加入選択肢が広がったことから、様々な農家ニーズに応じた提案型の推進を行い、加入戸数の維持・拡大を図る。

酪農を営む農家に対しては、補償の充実を図ることから死亡廃用共済と疾病傷害共済の両方の加入推進を行うと同時に、子牛選択の引受を積極的に推進する。

また、肉用牛農家に対しては、改正された期首時の評価額補償から事故発生時における評価額補償に拡充された内容を周知するとともに、掛金が低額で加入しやすい事故除外方式(火災・伝染病・自然災害事故のみ)を併せて推進し、加入戸数の拡大を図る。

種豚・肉豚農家に対しては、加入割合が低いことから積極的に推進し、加入戸数の拡大を図る。特に、引受実績が無い支所はその解消に努める。

《死亡廃用共済》

・搾乳牛	29,378頭
・育成乳牛	14,908頭
・繁殖用雌牛	4,399頭
・育成・肥育牛	23,497頭
・種豚	7,240頭
・肉豚	52,162頭

《疾病傷害共済》

・乳用牛	24,781頭
・肉用牛	5,686頭
・種豚	1,202頭

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱処理要領に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (5) 制度改正内容の説明及び周知

果樹共済

1. 引受計画

果樹栽培農家の高齢化等による廃園・規模縮小に伴い果樹面積は年々減少しており、引受面積も停滞傾向にある。このような状況の中、果樹経営支援対策事業等については農業共済制度及び収入保険制度の加入が要件化されていることから、同事業の実施情報等を把握し加入推進を図る。

また、有資格農業者を的確に把握するとともに、青色申告を行っている農業者については収入保険制度を含めた農業者の経営プランに即した保険設計に努め、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

青色申告を行っていない農業者については、近年の異常気象による病虫害や局地的な集中豪雨や竜巻等の被害が多く発生していること及び令和4年産から特定危険方式が廃止されることから、全ての共済事故が補償対象となる減収総合短縮方式を推進し、りんご4,678a、なし1,152aを引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 収入保険制度を含めた農業者の経営プランに即した保険設計
- (4) 青色申告未実施農業者への減収総合短縮方式の普及拡大
- (5) 地域・品種ごとの収穫量調査
- (6) 農家ニーズを把握するためのアンケート実施
- (7) 制度改正内容の説明及び周知

畑作物共済（大豆）

1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、平成31年産から制度改正が行われたことから、改正内容の説明・周知を行うとともに、令和4年産から一筆方式が廃止されるため全相殺方式や半相殺方式への移行に努め、11,249aを引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 一筆方式から全相殺方式・半相殺方式への移行推進
- (4) 制度改正内容の説明及び周知

畑作物共済（蚕繭）

1. 引受計画

本県の養蚕農家は、ここ数年、富岡製糸場の世界遺産登録の影響から絹への関心が高まり新規就農者が増加しているが、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少している。

本県の繭生産量は全国の4割を占める全国一の養蚕県のため、新規就農者はもちろんのこと、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握するとともに、近年の異常気象等による蚕の飼育環境の悪化が深刻な問題となっている現状を踏まえ、戸別訪問や会議等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図り、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定を図ることを目的に実掃立箱数の753箱を引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 制度改正内容の説明及び周知

園芸施設共済

1. 引受計画

近年、異常気象が原因と見られる豪雪・大型台風・集中豪雨・降ひょう・竜巻・ダウンバースト等により県内の施設園芸用ハウスは大きな被害を受けている。

国等が実施している各種補助事業において共済等の加入が要件化されている中で、農業者が自ら共済等に加入することにより「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築するとともに、更に、国では台風前の6月と降雪前の11月を「災害に強い施設園芸づくり月間」として設定

し、被害の防止に向けた技術指導の徹底と園芸施設共済及び収入保険への加入促進を重点的に
行うこととしている。

そのため、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握するとともに、戸別訪問や会議等
でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、平成31年1月から園芸施設共済の制度改正が行われたことから、改正内容の説明及
び周知を行い、継続加入者の完全確保と未加入者の解消を図る。新たに導入された収入保険制
度についても周知し、ハウス本体・附帯施設は園芸施設共済へ、施設内農作物は収入保険への
加入推進を行い、56,589aを引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下
記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 継続加入者の完全引受
- (4) 3年補償満了となるハウスへの積極的な加入推進
- (5) 復旧費用、撤去費用の加入推進
- (6) 多目的ネットハウスの推進
- (7) 大規模施設園芸農家への加入推進
- (8) 制度改正内容の説明及び周知

建物共済

1. 引受計画

貴重な財産である住宅・農作業場・家具類等を火災や自然災害から守るため、わかりやすい
申込書記入例やパンフレット等を活用した継続加入の確保を基本とする。併せて、近年多発し
ている自然災害の補償ニーズに対応して総合共済の積極的推進、加入割合の低い家具類加入者
に対する増額推進と家具類未加入者への新規推進及び既加入者の未加入物件の新規加入推進を
行い、総共済金額1兆1,639億円を引受目標とする。

2. 実施方策

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項
に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 総合共済の加入推進
- (3) 家具類の推進強化
- (4) 未加入物件の新規推進
- (5) 事故調査時における提案型推進の実施

収入保険

1. 引受計画

近年多発する自然災害や価格の低下など様々なリスクによって生じる農業収入の減少を総
合的に補填する収入保険制度の推進にあたり、「経営安定を支える総合補償」・「経営発展を助
けるチャレンジ補償」・「経営評価を高める信用補償」とする三大補償を特にアピールし、安定

した農業経営を実現させるため、青色申告を行う農業者に対し早期に戸別訪問等による加入拡大を図る。

また、制度内容を知らなかったと言われることがないようにNOSA I主催の会議に限らず、県・JA等関係機関と連携し、農業者が参集する各種会議・研修会等において積極的に制度普及を図り、最終目標である24,000経営体の早期達成に向け推進する。

本年度の引受目標は1,000経営体とし、目標達成に向け加入推進活動を効率的に行う。併せて全国農業共済組合連合会が示す「活動効率化のためのガイドライン」に沿って、経費の節減に努め効率的な加入推進活動を進める。

2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標経営体を設定し、定例支所長会議で進捗率の報告、進捗状況の共有化
- (3) 本所収入保険課職員をグループごとに地区担当制を設け、支所に収入保険担当者を配置し、推進組織体制の強化
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 定期的に職員研修会を実施し、制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップを図り、全職員体制による加入推進
- (6) 「農業保険の顧客リスト」を基にした加入推進
- (7) 関係機関等の協力を得て、生産部会等の各種会議・研修会へ参加することによる制度普及
- (8) パンフレット・チラシ等を活用した制度周知及びシュミレーションソフト等を活用した戸別訪問による加入推進
- (9) 農業共済事業の推進と併せた加入推進

■ 損害評価の適正化方策

農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 近年の異常気象による水稻の高温障害については、県内80箇所の調査ほ場に積算温度計を設置し、その結果と関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

家畜共済

1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を

図るとともに遵守する。

《廃用等の範囲》

- 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛白血病・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- 4号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。
- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

※1号及び3号による廃用事故については、当該家畜の写真撮影を行い、家畜共済死産事故記録とともに支所で5年間保存する。

(2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

(3) 土曜日の死亡事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより死亡確認の効率化を図る。

2. 病傷事故の適正化

(1) 事故発生通知・病傷事故診断書・共済金代理受領委任状・領収書等の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。また、指定外獣医師については、病傷事故診断書に係る診療費の領収書等提出をもって加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。

(2) 病傷審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、1割以上の病傷事故診断書の現地調査を適正に実施し、その事実の記録と確認を徹底する。

3. 指定獣医師との連携強化

指定獣医師と連絡を密にし、死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図る。

果樹共済

- 1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
- 2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努めるとともに現地調査要領・損害評価要綱に基づく適正な損害評価を実施する。
- 3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上を図るとともに、損害評価体制の確立を図る。

畑作物共済（大豆）

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努めるとともに現地調査要領・損害評価要綱に基づく適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、関係機関等の指導を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。
2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

園芸施設共済

1. 戸別訪問引受時や推進会議時等に適正な被害申告を促すことにより、損害評価の適正化を図る。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上を図るとともに、損害評価体制の確立を図る。

建物共済

1. 事故発生時における評価の迅速化及び落雷・台風・雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 評価担当職員を対象とした評価研修会を開催し、モラルリスク事案の見極め及び損害評価技術の向上を図る。
3. 適正な損害評価を行うため、全焼・全損及び軽微な被害以外の事故については鑑定士へ調査を依頼する。また、モラルリスク案件は外部調査機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

■ 損害防止事業の実施方策

損害防止事業を実施するにあたり、各事業予算の範囲内において特別積立金等を取り崩して損害の未然防止に努める。

農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損害防止事業の向上を図る。

家畜共済

1. 特定損害防止事業

共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎を重点的に行うことにより、被害率の低下を図る。

2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握等に努め、薬剤等の損害防止品を配布し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

果樹共済

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、ウッドチップパ
ー等の農家支援機械の貸出しや土壌診断等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努め
る。

2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損
害防止事業の向上を図る。

畑作物共済（大豆）

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤配布等、要望に沿った効果的な
損害防止事業の実施に努める。

2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損
害防止事業の向上を図る。

畑作物共済（蚕繭）

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除薬剤配布等、要望に沿った効果的な
損害防止事業の実施に努める。

2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損
害防止事業の向上を図る。

園芸施設共済

1. 加入者へ要望調査等を実施しニーズの把握に努め、防除資材配布等、要望に沿った効果的な
損害防止事業の実施に努める。

2. 指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止技術等の情報を入手して損
害防止事業の向上を図る。

■ 執行体制の整備

業務運営及び組織機能強化

1. 第5期役員より新体制として理事定数を23名から16名に削減したが、引き続き業務運営
内容の意思決定及び執行の監督を行う理事会を定期及び必要に応じて開催し、健全性及び適切
性を確保した運営に努める。また、理事研修会を開催し、コンプライアンス組織体制の構築に
努める。

2. 業務の適正執行を期するため監事会の開催及び定期監査を実施する。監事監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による税務指導を受け、財務運営の適正化に努める。
3. 支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともに適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムの実践と着実な実施を図り、組合の引受リスク、事務リスク及びシステムリスクの根源を正確に把握して、当該業務が適正に実施されているか法令等の遵守及び各種リスク管理態勢の整備・改善に努める。
5. 検査専門部署である監査室を独立部署とし、内部検査を定期及び必要に応じて実施する。また、各部署における自主点検の実施を指導し、内部管理体制の強化に努め不祥事件の未然防止を図る。
6. 事務執行体制においては、本所は、総務・経理及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。支所は、庭先活動を主とする事業推進等の充実・強化を図り、グループ内の業務連携を基に効率的な組織体制（少数精鋭）の構築強化に努める。
7. 組合の財務の健全化と効率執行を図り、一層のコスト低減・節減を実行し、業務収支率の改善に努める。また、資源のある引受低位な事業の加入推進を重点に事業を展開し、安定的な収入確保に努める。
8. 支所職員を中心に日常業務における組合員及び農家への訪問により、組合員の満足度の把握・分析を行い、農業者のニーズに応じた農業共済・収入保険の提案が図れるよう、農業保険として一体的かつ効率的に加入推進を図る。
9. 農業者の経営情報を一つにまとめて管理できる資源台帳を構築し、有資格農業者リストの充実を図り、農業者の経営実態に合った保険商品の提案を行う。
10. 各支所に組織した支所運営協議会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険事業の普及推進等に努める。
11. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、制度内容、事務手続き、事業推進方策、損害評価方法等について研修・講習会を開催するとともに、次期改選期に向け農業共済制度の改正に伴う損害評価体制の在り方や定数の見直しについて検討を始める。
12. 職務遂行能力や農業保険制度に関する知識を習得した職員を育成するため、計画的に職員研修会・勉強会を開催若しくは参加し、農業者に制度内容を分かりやすく説明できるよう、職員の説明能力の向上を図る。また、組織内で常に情報を共有できる体制を整備する。
13. 農業者の税務関係書類等、以前よりもセキュリティレベルの高い情報を扱うことを踏まえ、個人情報等の取扱い等に係るコンプライアンス体制を強化する。
14. 各支所の事業実績及び業務運営内容を調査検討し、統括支所を中心としたグループ内の業務の効率化や推進体制の強化を図り、経営改善・適正運営等に努める。
15. N O S A I 女性の会の継続的な事業活動の支援と活動の活発化を図り、構成委員からの農業保険事業に係る情報提供を促すこととする。また、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

事務機械化

1. 情報システム安全対策基準（平成7年8月29日・通商産業省告示第518号）に基づき、農業共済情報に係る脅威を想定し、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。

2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し、一元管理により事務の共通化・効率化に努める。
3. 個人情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止等に努め、適切な安全管理を実行する。
4. 効率的なシステム運営により、帳票デザインの統合及び在庫管理の一元化を図る。また、組織内の情報共有及び職員のスケジュール管理を効率的に行うため、組織内ネットワークを有効に活用する。
5. 機器導入の長期的更新計画を作成し、情報を安全管理・運用できる機器の更新に努め、併せて機器導入時には、業務経費の節減及び更新計画の見直し検討を行う。

広 報

1. 広報紙を年4回発行し、中央情勢、事業別の情報及び地域の情報を発信する。また、組合員へのより詳細な情報については農業共済新聞（平成29年度から北関東版発行：群馬・栃木・茨城）を有効活用し情報提供を行い普及に努める。
2. 農業保険制度の普及拡大には、NOSA I の情報を正確にすばやく多くの地域に伝えることが重要な役割となるため、事業推進に繋がる広報の展開を図り、全事業の推進用パンフレットの作成やホームページを活用した広報活動を行う。
3. 一般新聞への記事掲載等により、NOSA I に係る情報を多くの地域に伝える対外広報を積極的に展開する。

■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努めるとともに運用管理委員会を定期及び必要に応じて開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び見直しを行う。
3. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、極力節減を図り財務の安定化に努める。

■ 家畜診療所事業実施計画

中央家畜診療所及び2地区（中部地区・北部地区）家畜診療所においては、コンプライアンスを遵守し、家畜共済の制度改正に対応した事業展開を図る。また、家畜共済の制度改正により家畜診療所勘定として独立採算制となることから、より効率的な診療所運営に努める。

1. 中央家畜診療所

中央家畜診療所は、地区診療所の業務支援を行うとともに健全な診療所運営に尽力する。更に支所における、未加入農家の加入推進の補助、新規加入畜の健康検査及び加入事故畜の損害評価業務を実施する。

2. 地区家畜診療所

- (1) 家畜共済加入家畜の診療
- (2) 特定損害防止事業の実施
- (3) 受精卵採卵・移植・繁殖検診等診療以外の収入確保のための事業の実施
- (4) 引受検査及び事故確認の実施
- (5) 家畜共済の加入推進、特に肥育牛並びに種豚の加入推進を重点的に実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師との連携を強化し、関係機関の行う家畜諸施策に対する協力
- (7) 生産団体への協力と指導

地区診療所実施計画（死亡廃用共済）

診療所名	引受計画頭数	診療予定件数		損害防止事業	その他業務等
		共済事故	共済事故外	実施内容	実施内容
中部地区	頭 57,947 (30,064)	件 3,120	件 1,580	1 特定損害防止事業 2 一般損害防止事業	1 引受推進 2 各種予防注射 (2,300頭)
北部地区	12,892 (2,485)	1,550	1,560	1 特定損害防止事業 2 一般損害防止事業	1 引受推進 2 各種予防注射 (290頭)
合計	70,839 (32,549)	4,670	3,140		各種予防注射計 (2,590頭)

(注) ()内は肉豚頭数

農業共済事業の規模

了 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項目	引受面積等		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
農作物	水稲	一筆方式	a	1,438,493	千円	28,604	14,298	22,208	7,910	千円	6,396
		半相殺方式		20,196	113,466	540	270	417	147	123	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		品質方式	46,825	55,059	293,738	6,438	3,219	5,244	2,025	1,194	
		計	1,286,400	1,513,747	6,396,935	35,582	17,787	27,869	10,082	7,713	
	麦	陸稲	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一筆方式	357,016	352,606	966,097	15,645	7,822	3,785	4,037	11,860	
		半相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	313,184	341,716	1,693,326	67,897	34,892	27,418	7,474	40,479	
家畜	小計	670,200	694,322	2,659,423	83,542	42,714	31,203	11,511	52,339		
		1,956,600	2,208,069	9,056,358	119,124	60,501	59,072	1,429	60,052		
		乳用成牛	0頭	31,108頭	0	0	0	0	0	0	
		乳用子牛等	0	9,434	0	0	0	0	0	0	
		肥育用成牛	0	8,209	0	0	0	0	0	0	
	包括共済	肥育用子牛	0	456	0	0	0	0	0	0	
		その他の肉用成牛	0	4,768	0	0	0	0	0	0	
		その他の肉用子牛等	0	4,548	0	0	0	0	0	0	
		種豚	0	5,343	0	0	0	0	0	0	
		肉豚	0	39,868	0	0	0	0	0	0	
小計	0	103,734	0	0	0	0	0	0			

(注) 農作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

(注) 家畜共済については、旧制度と新制度の引受が混在しているが、令和元年9月1日をもって旧制度が終了しすべての共済目的が新制度へ移行されるため、表中の共済目的については、引受を見込んでいない。また、表中記載のほか、包括共済関係で一般馬、個別共済関係で乳用種雄牛・肉用種雄牛・種雄馬の共済目的があるが、引受実績がないため省略した。

(新制度)

共済目的等	項 目		引		受		共済金額 千円	共 済 掛 金			D 保険料 千円	E 交付金又は 納入保険料 (B-D) 千円	F 手持共済 掛 金 (A-D) 千円	備 考
	死亡 廃用共済	搾乳牛 育成乳牛 繁殖用雌牛 育成・肥育牛 種 豚 肉 豚	本年度予定	前年度実績	A 総額 千円	B 国庫負担金 千円		C 農家負担金 千円						
			頭	頭										
家 畜	包 括 共 済	搾乳牛	29,378	0	328,106	164,052	164,053	164,052	164,052	0	0	164,054		
			育成乳牛	14,908	0	24,514	12,256	12,257	12,256	12,256	0	0	12,258	
		繁殖用雌牛	4,399	0	9,888	4,944	4,944	4,944	4,944	0	0	4,944		
		育成・肥育牛	23,497	0	74,088	37,044	37,044	37,044	37,044	0	0	37,044		
		種 豚	7,240	752	945	378	567	378	378	0	0	567		
		肉 豚	52,162	7,552	7,213	2,885	4,327	4	4	2,881	2,881	7,209		
		計	131,584	8,304	444,754	221,559	223,192	218,678	218,678	2,881	2,881	226,076		
		疾病 傷害共済	乳 用 牛	24,781	0	533,332	263,388	269,944	263,388	269,944	0	0	269,944	
			肉 用 牛	5,686	0	41,176	17,553	23,623	17,553	23,623	0	0	23,623	
			種 豚	1,202	0	596	229	367	229	367	0	0	367	
計	31,669	0	575,104	281,170	293,934	281,170	281,170	0	0	293,934				
小 計	163,253	8,304	1,019,858	502,729	517,126	499,848	499,848	2,881	2,881	520,010				

(注) 表中記載のほか、死亡廃用共済では包括共済関係で繁殖用雌馬・育成・肥育馬、個別共済関係で乳用種種雄牛・肉用種種雄牛・肉用種種雌牛・種雄馬の共済目的があるが、引受が見込まれないため省略した。

一般馬、個別共済関係で乳用種種雄牛・肉用種種雌牛・種雄馬、疾病傷害共済では包括共済関係で

共済目的等	項目	引		受	共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考		
		本年度予定	前年度実績			A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金						
果	り	0	a	0	0	0	0	0	0	0	0			
		0		0	0	0	0	0	0	0	0			
		63	63	63	3,420	230	115	115	134	△	19	96		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4,553	4,788	4,788	414,320	11,804	5,902	5,902	6,764	△	862	5,040		
		62	62	62	3,800	112	56	56	54		2	58		
	ん	計	4,678	4,913	4,913	421,540	12,146	6,073	6,073	△	879	5,194		
		ご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
樹	ぶ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ど	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		83	82	82	5,760	82	41	41	61	△	20	21		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		1,069	1,804	1,804	95,080	1,740	870	870	1,346	△	476	394		
		1,152	1,886	1,886	100,840	1,822	911	911	1,407	△	496	415		
樹	な	5,830	6,799	6,799	522,380	13,968	6,984	6,984	△	1,375	5,609			
		10,257	10,096	10,096	14,772	170	93	93						
		0	0	0	0	0	0	0	152	△	21	87		
		992	977	977	1,391	69	38	38						
		11,249	11,073	11,073	16,163	239	131	131	152	△	21	87		
		273.0	259.6	259.6	27,530	46	23	23	20		3	26		
	し	176.0	167.5	167.5	15,320	26	13	13	4		9	22		
		304.0	290.2	290.2	26,330	296	148	148	101		47	195		
		753.0	717.3	717.3	69,180	368	184	184	125		59	243		
		計	計	計	85,343	607	315	292	277		38	330		
		大	一筆方式	10,257	10,096	10,096	14,772	170	93	93				
			半相殺方式	0	0	0	0	0	0	0				
全相殺方式	992		977	977	1,391	69	38	38						
計	11,249		11,073	11,073	16,163	239	131	131	152	△	21	87		
春	273.0		259.6	259.6	27,530	46	23	23	20		3	26		
初秋	176.0		167.5	167.5	15,320	26	13	13	4		9	22		
作	物	晩秋	304.0	290.2	290.2	26,330	296	148	148	101	47	195		
		計	753.0	717.3	717.3	69,180	368	184	184	125	59	243		
		小計	計	計	計	85,343	607	315	292	277		38	330	

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

共済目的等	項 目	引		共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	備 考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
園 芸 施 設	ガラス 室	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	I 類 (木 造)	215	208	2,822,126	14,218	7,520	6,698	3,979	3,541	10,239	
		1	1	144	2	1	1	1	0	1	
	II 類 (パイプ)	12,544	11,503	4,226,393	109,075	55,611	53,464	63,541	7,930	45,534	
		664	608	2,628,351	39,434	20,089	19,345	15,411	4,678	24,023	
	III 類 (鉄骨下)	470	423	2,455,707	25,559	13,122	12,437	9,200	3,922	16,359	
		310	288	1,880,635	10,576	5,411	5,165	3,859	1,552	6,717	
IV 類 (甲)	85	83	587,894	3,852	1,968	1,884	1,688	280	2,164		
	3,280	3,014	913,391	13,682	6,873	6,809	4,068	2,805	9,614		
V 類 (鉄骨上)	92	92	64,545	764	382	382	335	47	429		
	17,661	16,220	15,579,186	217,162	110,977	106,185	102,082	8,895	115,080		
VI 類 (雨よけ施設等)											
VII 類 (多目的ネット)											
小 計			44,337,173	1,370,719	681,506	689,210	669,638	11,868	701,081		
台 計											

イ 建物共済事業の規模

共済目的等	項 目	引		共済金額	共 済 掛 金			再共済掛金	再共済手数料	手持保険料 A-(C-D)
		本年度予定	前年度実績		掛金総額 A+B	純掛金 A	事務費 B			
建物総合	棟	12,293	10,368	11,609,660	254,681	173,582	81,098	76,404	25,595	122,773
		0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0
収容農産物 タイプA	棟	1	1	300	9	6	3	3	1	4
		90,960	91,703	104,777,166	902,741	497,131	405,611	270,822	109,683	335,992
建物火災	棟	103,254	102,072	116,387,126	1,157,431	670,719	486,712	347,230	135,279	458,768
		再 共 済 割 合	30%	再共済手数料率	建物火災40.5%	建物総合33.5%	収容農産物25.5%			